#### 5. 国際組織(年表)

(平成15年12月現在)

						(十成十3年十2月現在)
年	U N (国連)	UN-HABITAT (国連人間居住計画) (前身は国連人間居住センター(UNCHS)	C E (ヨーロッパ評議会)	C L R A E (ヨーロッパ自治体・地域会議) (前身はヨーロッパ自治体協議会(CLAE))	WACLAC (世界都市·自治体調整協会)	IULA (国際自治体連合)
1913年						設 立
1945年	設立					
1949年			設 立			
1953年				ヨーロッパ市町村会議(第1回)		
				市町村の自由に関する憲章採択		
1957年				附置(CE内)ヨーロッパ自治体協議会		
1968年				地方自治の原則に関する宣言採択		
1975年				附置(CE内)ヨーロッパ自治体・地域協議会		
1976年	ハビタッド (バンクーバー)					
1978年10月		設 立				
1981年10月				CLRAE 条約形式の憲章起草		
1983年						第26会世界大会(J·ギレッセン博士が世界地方自治宣言を提案)
1985年6月			ヨーロッパ地方自治憲章採択 (閣僚委員会)			
9月						第27回世界大会(リオ·デ·ジャネイロ)で 世界地方自治宣言採択
1988年9月			ヨーロッパ地方自治憲章発効			
11月			ヨーロッパ地域憲章採択 (ヨーロッパ評議会)			
1992年6月	リオ環境サミット(地球サミット)					
1993年6月						第31回世界大会(トロント)で新世界地方 自治宣言採択
1994年1月				附置(CE内)ヨーロッパ自治体・地域会議		
6月				ヨーロッパ地域自治憲章作成決議		
1996年6月	ハビタッド (イスタンプール)					
9月					設 立	
1997年6月				ヨーロッパ地域自治憲章草案採択		
1998年4月		WACLACと合同の専門家会議(ナイロビ)で世界地方自治憲章草案作成			UNCHSと合同の専門家会議(ナイロビ) で世界地方自治憲章草案作成	
5月		世界地方自治憲章公表				
2000年3月		世界自治憲章地域協議会(韓国)				
4月		世界地方自治憲章第2次草案 (WACLACと共同の専門家会議で起草)			世界地方自治憲章第2次草案 (UNCHSと共同で起草)	
12月		(地方六団体による意見書) - 政府に要請				
2001年6月	第25回国連特別総会	>∨U3 C ≫ HH				
	(イスタンプール + 5·NY)宣言					
	- 「地方分権に関する記述」					
2002年1月		国連人間居住計画(組織改編)				
2003年		第19回人間居住委員会				
2004年		第2回世界都市フォーラム(スペイン) - 9月開催予定				第36回世界大会(済州島) - 予定 -

出典:廣田全男「ヨーロッパ地方自治憲章から世界地方自治憲章草案へ 「地方自治の国際的保障」の現段階 」(杉原泰雄先生古希記念論文集刊行会編「二一世紀の立憲主義:現代憲法の歴史と課題」、勁草書房、2000年) 同 「地方自治の国際的保障と補完性原理」(2001年)

廣田全男、糠塚康江「ヨーロッパ地方自治憲章」「世界地方自治宣言」の意義」(「法律時報」第66巻第12号、日本評論社、1994年) より作成

注) 国際連合(UN): Uniited Nations

ヨーロッパ評議会(CE): Council of Europe

国連人間居住計画(UNHSP): United Nations Human Settlements Programme - いわゆる UN-HABITAT ヨーロッパ自治体・地域会議(CLRAE): Congress of Local and Regional Authorities of Europe

世界都市·自治体調整協会(WACLAC): World Associations of Cities and Local Authorities Coordination 国際自治体連合(IULA): International Union of Local Authorities

### 主な国際組織の概要

### 1.ヨーロッパ評議会の概要

1. コーロッパ評議会の概要		
1 . 名称	Council of Europe(ヨーロッパ評議会) - CE -	
2.沿革・性格	第2次世界大戦により大きな損害を受けた欧州の国々が、経済の復興と国力の回復、そして恒久的な平和を望ん	
	で 1949 年に設立した。	
	人権と基本的自由、法の支配を指導理念とし、国防問題	
	を除く一般的問題を審議し EU よりも広い範囲でのヨーロッパ統合を目指している。	
3 . 目的	以下の点を重視しつつ EU よりも広い範囲でヨーロッパ	
	統合を目指すこと	
	人権、民主主義、法の下の支配を保障すること	
	ヨーロッパ文化のアイデンティティと多様性の発展を	
	促進すること	
	マイノリティへの差別、環境問題、麻薬などヨーロッ	
	パ社会で現実に直面している問題の解決方法を見出す	
	こと かみなり さま まきのみて笑を通じて コーロッパ	
	政治体制、法律、憲法の改正等を通じて、ヨーロッパ の民主主義の安定を図ること	
4.加盟団体	イギリス、イタリア、オーストリア、ドイツ、フランス、	
4.加盖四件	ベルギー、ロシア連邦等 45 カ国(2003 年 12 月現在)	
	*ヨーロッパ各国を中心とする。	
5 . 組織等	閣僚委員会 ( Committee of Ministers )	
(本部:ストラスブール)		
	議員会議 ( Parliamentary Assembly )	
	…各国議会において選出される議員等からなる審議機関	
	ヨーロッパ自治体・地域会議	
	( Congress of Local and Regional Authorities of	
	Europe)	
	…閣僚委員会及び議員会議が設立を決定したヨーロッパ評	
 6.活動内容	議会の諮問機関	
0. 冶勤内合	社会経済、教育文化など様々な問題を取り扱う。	
	社会経済、教育文化など様々な问题を取り扱う。   - 閣僚委員会において条約や協定を起草し、各国へ批准	
	を求める。	
	政策課題ごとに専門の大臣会議を定期的に開催する。	
	新規加盟国への協力支援プログラムを作成する。	
7. 備考	ストラスブール(フランス)で年1回総会を開催	

# 2 . ヨーロッパ自治体・地域会議の概要

1 . 名称	Congress of Local and Regional Authorities of Europe (ヨーロッパ自治体・地域会議) - CLRAE -
2.沿革・性格	1957年にCE内に地方自治体を代表する諮問機関として「ヨーロッパ自治体協議会」の創設が承認され、1994年にそれに代わり地方議員を構成員とする「ヨーロッパ自治体・地域会議」がヨーロッパ評議会の諮問機関として創設された。
3 . 目的	CE の活動に地方自治体が参加することを保障すること と 国境や地域の枠組みを越えて広く欧州内での協力関係 を強化すること 地方の代表者が問題について討議し、経験を蓄積し、 政府に対して意見を表明する場を提供すること CE の閣僚委員会及び議員会議に対して地方自治政策 について提言すること 民主主義の実施にその関与が必須となる、より広範囲 の人々を包括する会議・聴聞会を開催すること
4.加盟団体	イギリス、イタリア、オーストリア、ドイツ、フランス、ベルギー、ロシア連邦等 45 カ国(2003 年 12 月現在)* ヨーロッパ各国を中心とする。
5 . 組織等 (本部:ストラスブール)	勧告、並びに各地方公共団体に対する助言・決議 部会(Sectional Meeting) …地方自治体部会及び州部会の2つの部会を設置 常任委員会(Standing Committee) …文化教育、持続的発展等の分野について4つの委員会を 設置
6 . 活動内容	ヨーロッパ地方自治憲章が遵守を目的として調査等を 行い、また中東欧地域等に対して民主主義の一つの型 として同憲章を照会している。 汚染、エネルギー等の環境問題、メディアや若者の問 題、雇用や都市間交流等多様な都市問題について研究・討議する。
7 . 備考	1995 年 CLAIR のオブザーバー資格取得を承認

## 3.世界都市・自治体調整協会の概要

1 . 名称	World Associations of Cities and Local Authorities Coordination (世界都市・自治体調整協会) - WACLAC -
2.沿革・性格	Habitat を受けて WACLA(都市自治体世界会議)が G4(備考参照)により開催され、それを契機に 1996 年に 新たな地方自治体連合間の連携組織として設置された。
3 . 目的	地方自治を拡充していくこと 国際社会において都市・自治体の声を反映させること 国際協力における都市・自治体の役割を強化すること ハビタットアジェンダ等の実現のために、都市・自治 体の能力を高めること
4.加盟団体	正会員: IULA、FMCU(UTO)、METROPOLIS、 ATO (アラブ都市連合) 準会員: OICC (イスラム都市連合) (2003年6月現在)
5 . 組織 (本部:ジュネープ)	総会(General Assembly) …財政報告、主要な施策方針について討議・承認 (年1回召集) 会長会議(Council of Presidents) …年次予算案と業務計画を承認し、本部事務局に指示
6.活動内容	ハビタットアジェンダ達成のために、地方自治体及びその代表者の国際機関への参加の促進を図る。 (活動目標) ・世界地方自治憲章の採択 ・世界都市連帯基金設立 ・ハビタットとの連携
7.備考	<ul> <li>・G4 = IULA、FMCU(UTO)、METROPOLIS、SUMMIT</li> <li>・発起団体…G4 及び ATO(アラブ都市連合)、UAT(アフリカ都市連合)、L-AN(ラテンアメリカ地方政府ネットワーク)、N-AN(北米地方政府連盟)、CITY - NET、EUROCITIES</li> <li>・SUMMIT は 1999 年 12 月脱退</li> <li>・CITY - NET は名誉会員(会費は払っていない。)</li> </ul>

### 4.国際自治体連合の概要

1 . 名称	International Union of Local Authorities
	(国際自治体連合) - IULA -
2.沿革・性格	今世紀初頭のヨーロッパにおける都市の連合の動きを受
	けて 1913 年に設立された。第2次大戦後はアフリカ及び
	東南アジア諸国からの会員数を増加させ、1980年代以降は
	世界に7つの支部を組織した。
3 . 目的	・ 民主的で効率的な地方政府の実現に貢献すること
	・ 世界における民主的な地方政府の提唱者であること
	(具体的な活動目的)
	民主的な地方政府実現のための各種プログラムの実
	施
	地方都市問題に関する市民と共同体の参加プログラ
	ムの考案と実施
	地方公共団体の活動及び住民の福祉に関する諸問題
	の研究
	自治体の活動について情報と知識の収集及び発信
4.加盟団体	正会員:ブラジル都市協会、イギリス国際地方自治協会、
	CEMR フランス協会、アメリカ市町村協会、カナ
	ダ都市連合、KLAFIR、ケニア地方政府協会、浜
	松市等 389 団体
	準会員:インド地方自治協会、自治総合センター、CLAIR、
	地方自治総合研究所等 172 団体
	(2002年12月現在)
	*主に各国の自治体協会が会員、他に自治体及び個人等
5 . 組織等	評議会 ( Council )
(本部:ハーグ)	…すべての正会員から成る最高機関(世界大会の際に開催)
	執行理事会 (Executive Committee )
	…評議会において選出された各地域の代表委員からなる政
	策実施の監督機関(年に2回程度開催)
	特別理事会 (Special Committee )
	…個々の事業の実施を指揮監督する機関
6.活動内容	国際的な政府連合機関と協議し、また協力する。
	国際的な大会及び会議を開催する。
	地域セミナー及び各種研修を実施する。
	コンサルタントサービスを実施する。
	ニュースレター及び機関紙を発行する。
7. 備考	・ WACLAC 構成団体
	・ 2004 年 1 月に FMCU と合併予定
	·

# 5. 国連人間居住計画の概要

1 . 名称	United Nations Human Settlements Programme (国連人間居住計画) - UN-HABITAT -
2.沿革・性格	1976年バンクーバーで開催された第1回国連人間居住会議における人間居住宣言を受けて、1977年の第32回国連総会決議に基づき、1978年10月に「国連人間居住委員会」を意思決定機関とする「国連人間居住センター」がナイロビ(ケニヤ)に設立された。その後、第56回国連総会(2001年12月)の場で同センターの地位、機能の強化が決議され、2002年1月より「国連人間居住委員会」とその事務局である「国連人間居住センター」は、「国連人間居住計画」に改組された。
3 . 目的	国連人間居住会議で採択された居住に関する国際協力計画に関する政策目的、優先順位及び指針を確立し、その実施を促進すること。 国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。 地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。
4.加盟団体	58カ国(2002年6月現在)
5.組織等 (本部:ナイロビ)	管理理事会 58カ国(任期4年)で構成され予算、活動計画等を 決定する最高意志決定機関である。わが国は、人間居住委 員会設立以来、委員国を努め、現在も理事国となっている。 事務局 管理理事会が承認する事業の実施機関となるもので、国 連システム内における諸活動の調整機能を果たす。
6.活動内容	人間居住分野の8つの分野に従い、スラム問題、都市の 過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、 交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対 し、問題解決のための研究、指針の作成、各国、各国際機 関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロッ ト・プロジェクトの実施等の活動を行っている。
7.備考	

出典 外務省HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/)より